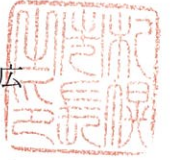


下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 3 月 12 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険施設指導係
（電話 011-211-2972、FAX 218-5117）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 7 年度有料老人ホームの届出受理事務委託業務
- (2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 予定総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」、小分類「他に分類されないサービス」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁。）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 老人福祉法第 29 条に基づく有料老人ホームの届出を受理する業務又は当該業務と類似する事業を本市又は他の自治体で行った経験がある等により、福祉行政の届出の知識及び技術が蓄積されていること。
- (6) 届出受理事務以外の業務を行っていて、その業務を行うことによって届出受理事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと（有料老人ホーム事業に係る運営（これに係る企画、建設等を含む。）に携わらない者及びそのおそれがない者であること）。
- (7) 札幌市内に届出受理事務を行うことのできる事務所を有することができること。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）

に該当しない者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ

- (2) 入札の日時及び場所

令和7年3月24日（月） 11時00分

札幌市役所本庁舎12階3号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

- (3) 入札参加資格申請受付期限

令和7年3月19日（水） 12時まで

※ 本件入札案件への参加を希望するものは、上記期限までに入札説明書に示す書類を上記1の契約担当部局に提出しなければならない。開札までにおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

- (5) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。

送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年度有料老人ホームの届出受理事務委託業務の入札書在中」と記載し、上記1に示す契約担当部局に、令和7年3月21日（金）までに送付（必着）すること。なお、電送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書の提出は認めない。

5 入札手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

- (2) 入札保証金 免除

札幌市契約規則第6条第2号に該当するとき。

- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 最低制限価格の設定 無

- (7) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもつ

て有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 本業務は、札幌市議会において令和7年度予算案が可決された場合に執行する。